**給水装置工事関連手数料に係る消費税課税扱いの誤りについて**

市長臨時記者会見資料

平成26年５月９日

**概　要**

１　水道の供給を受けるため給水装置の工事を施行しようとする際の市による設計審査及び完成後の工事検査に係る手数料について、豊岡市では平成17年度の合併当初から消費税の課税扱いをしてきたが、本市からの問い合わせに対し、このたび国税庁から、本来非課税であるとの回答があった。

２　このため、課税扱いにしている給水条例の改正手続を行うとともに、誤徴収分の返還を行う。

３　また、旧城崎町では平成９年度から合併直前まで、上記手数料以外に、本来非課税である給水装置工事指定工事店の登録手数料及び下水道関係手数料についても課税扱いをしていたため、併せて還付を行う。

４　還付は、対象者6,754人に対し、総額1,262,224円となる。

５　なお、現給水条例の課税扱い部分は法令に反し無効であるため、５月７日以降、消費税相当額の徴収を停止している。

**詳　細**

**１　経緯**

1. 豊岡市では、合併当初から、給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事検査手数料について、条例上、消費税の課税対象として扱い、消費税相当分を手数料に含めて徴収してきた。また、市は、当該消費税相当額について、豊岡税務署に申告納税を行ってきた。
2. 平成25年10月、上下水道部で平成26年４月１日からの消費税率改定に対応するため給水条例の改正準備を進めていたところ、担当者が「水道事業者が給水条例に基づき徴収する手数料については、原則として非課税となる」との厚生省通知（平成元年１月）を見つけた。

そこで、念のため、平成25年10月10日に課税・非課税の扱いについて豊岡税務署に問い合わせたところ、10月31日になって、豊岡税務署から水道担当者に対し、電話で「国税庁まで上がる案件となり、回答には時間がかかる」との連絡があった（税務署からはそれ以前にも「長くなりそうだ」との連絡があった）。

1. こうした状況であったが、上下水道部では、①これまで(合併後８年間)条例に則り、疑念を抱くことなく一貫して課税扱いとしてきたこと、②当該消費税については毎年申告納付を行ってきたが、税務署からも特に異議なく今日まできていること、③税務署には「原則として非課税」との厚生省通知を示して問い合わせをしたのに対し、直ちに「非課税」との回答がなく国税庁照会案件となり、国税庁からも直ちに「非課税」との回答がなされなかったことから、本件は「課税」扱いであろうとの見通しをもって条例改正の作業を進めた。
2. 「課税」扱いとしている現行条例（当時）を前提に、税率のみ改正する条例案を平成25年11月29日に議会に提案した。
3. 改正案は12月25日可決され、本年４月１日から施行された。
4. 平成26年４月10日、豊岡税務署から、「非課税」との回答があった。

※消費税法第６条及び別表第１により、地方公共団体等が法令に基づき行う検査、審査等（政令で定めるものを除く）の手数料は非課税とされている。

これを受けた消費税法施行令第12条では、「特定事務(検査、検定、試験、審査、及び講習)で法令において当該特定事務に係る役務の提供を受けることが義務付けられているもの」の手数料については非課税の除外事項にあたらない（非課税とする）、とされている。

今回の税務署からの回答は、これらの規定より非課税、とするものである。

**２　合併協議からの経緯（４月10日国税庁からの回答を受けて調査した結果判明したもの）**

1. 合併前、旧１市５町のうち旧城崎町だけが平成９年４月１日から課税扱い (外税方式)とし、他市町は非課税としていた。手数料を一元化する合併協議にあたり、城崎町の消費税額を抜いた手数料額と他市町の額を比較検討し、平成15年７月23日に、新市においては、メーター口径φ20mm以下で1,000円、口径φ25mm以上で3,000円に統一することの確認がなされた。

　　　この時点では、非課税との前提に立っていたものと推測できる。

1. 平成16年10月７日に水道経理担当者が作成した、予算科目検討ファイルでは、非課税扱いとしている。
2. しかし、平成16年10月８日、水道経理担当者から日本水道協会に対し課税・非課税について疑義があるとしてファックスで意見照会したところ、10月18日、水道協会アドバイザーである公認会計士の見解として「（当該事務が）委託、受託の場合はすべて課税、そうでない場合は非課税」「問い合わせの事例では課税」との電話回答があった(メモあり)。

（直後の10月20日、台風23号災害が発生し、合併に係る作業は停止状態となる。）

1. 平成17年１月８日付で印字された科目マスタでは、会計システムは課税扱いとされている。
2. 新市の給水条例は、上記(1)の額で平成17年４月１日に専決、施行された。条文上ではその額が消費税を含んだ額かどうかは明示されていないが、条例施行後の請求書には、「金額」（合計額）及び「内消費税相当額」が記載され、合計額が上記(1)の額であった。かつ、市から豊岡税務署に対し当該消費税の申告納付を行ってきた。
3. 以上のことから、合併時の条例は、課税を前提にして消費税額を含んだ額を記載(内税方式)していたものと解するのが妥当と判断される。今回の税務署を通じた国税庁の回答によれば、条例中消費税額部分は法令に違反し無効と解さざるをえない。

**３　今後の対応**

1. 条例改正の提案（６月議会）

ア　施行日

公布の日から

イ　改正案の内容

給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事検査手数料とも、消費税　の額を加算しないこととし、「メーター口径20mm以下953円、メーター口径25mm以上2,858円」と改正する(別紙新旧対照表のとおり)。

1. 誤徴収分の還付

ア　対象期間

平成17年度(合併時)まで遡って還付する。ただし、旧城崎町分については課税扱いを始めた平成９年度まで遡って還付する。

　※不法行為に基づく損害賠償請求権の時効は「損害及び加害者を知った　時から３年」、除斥期間は20年とされている(民法724条)。

イ　対象件数及び還付金額（平成26年４月30日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 件　数 | 消費税額 | 還付加算金 | 合計 |
| 給水装置工事設計審査手数料 | 6,113件 | 452,816円 | 122,693円 | 575,509円 |
| 給水装置工事検査手数料 | 6,053件 | 451,316円 | 122,476円 | 573,792円 |
| 合　計 | 12,166件 | 904,132円 | 245,169円 | 1,149,301円 |

　　　　※通常、設計審査と工事検査は一組の行為であるため、対象者数は、

　　　　　6,113人である。

　　　　※利息は、民法の規定により５％とする。

※今後の精査により増減する可能性がある。

ウ　還付の方法

　　該当者に通知し、水道料金との相殺に応じていただける方については水道料金と相殺し、他の方については、口座振り込みの方法等で還付する(不法行為に基づく損害賠償請求権は、民法509条により債務者から一方的に相殺することができない)。

1. 消費税過納付分の還付請求

既に市から納付した消費税について、豊岡税務署に対し、法的に可能な平成22年度から24年度の３年分の還付請求を行う（平成25年度分はまだ申告していない）。

**４　旧城崎町における他の誤り**

　　旧城崎町においては消費税率が５％に改定された平成９年度から合併前の平成16年度まで、今回の２つの手数料以外に、本来消費税が非課税である給水装置工事指定工事店登録手数料及び下水道関係手数料についても課税扱いしていたことが判明した。

　　平成９年度まで遡り、還付を行う。

旧城崎町水道事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 件　数 | 消費税額 | 還付加算金 | 合計 |
| 指定工事店登録手数料 | 40件 | 10,000円 | 6,376円 | 16,376円 |

旧城崎町下水道事業

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 件　数 | 消費税額 | 還付加算金 | 合計 |
| 指定工事店登録手数料 | 41件 | 14,500円 | 8,200円 | 22,700円 |
| 指定工事店更新手数料 | 0件 |  |  | 0円 |
| 責任技術者登録手数料 | 63件 | 5,550円 | 3,101円 | 8,651円 |
| 責任技術者更新手数料 | 0件 |  |  | 0円 |
| 排水設備等工事設計審査手数料 | 496件 | 19,840円 | 10,523円 | 30,363円 |
| 排水設備等工事検査手数料 | 455件 | 22,750円 | 12,083円 | 34,833円 |
| 合　計 | 1,055件 | 62,640円 | 33,907円 | 96,547円 |

※通常、設計審査と工事検査は一組の行為であるため、対象者数は、641人である。

　　　　※利息は、民法の規定により５％とする。

※今後の精査により増減する可能性がある。

**５　再発防止策**

1. 法令等の原典に自ら必ずあたる基本的態度を徹底する。
2. 合併協議の際の誤りは、国税当局に直接問い合わせを行っていれば防ぐことができた可能性がある。今後は、所管省庁へ直接問い合わせることを徹底する。

**６　関係者の処分**

　　結果的に市民に不要な額を負担させたこと等について、関係者の処分を検討する。

**７　他の事例の検証**

　　念のため水道・下水道以外の「特定事務」についても全庁的に検証を行ったが、消費税に関する誤りは発見されなかった。

【問い合わせ】

豊岡市上下水道部　一幡和之

　　　　　　　　　　　0796-22-5377